

## 「ジャパネットでんき」における 「電気の供給に係る重要事項説明書」および料金表の改定について

平素より「ジャパネットでんき」をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、株式会社ジャパネットサービスイノベーションは、4月1日に「ジャパネットでんき」における「電気の供給に係る重要事項説明書」および料金表を改定し、電気料金の見直しを実施いたします。

一般送配電事業者が定める託送料金が2024年4月から見直されることを受け、旧一般電気事業者<sup>(※1)</sup>の規制料金への反映が発表されております。これに伴い、旧一般電気事業者の規制料金と同等としている「ジャパネットでんき」の電気料金におきましても、変更後の規制料金と同等に改定させていただきます。

※1 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の10事業者の総称

### 1. 変更内容

旧一般電気事業者の規制料金に準じ、基本料金、電力量料金、最低月額料金を改定いたします。今回の改定における、一般的なご家庭（30A契約、260kWh想定）の見直し幅は-0.24%～+1.08%です。変更後の具体的な単価等は別表をご覧ください。

### 2. 適用開始時期

2024年5月検針のご請求分からお客様の電気料金に反映いたします。

#### ■お問い合わせ先

ジャパネットでんきカスタマーサポート

【電話番号】0120-441-230（9時～21時）

【Webサイト】<https://www.japanet.co.jpshoppingelectricityindex.html>

## 参考

### 一般的なご家庭における料金改定の影響

エリア	契約内容	現行料金	改定後料金	影響額 (見直し率)
北海道電力エリア	アンペアブレーカー契約	11,143円	11,205円	+62円 (0.56%)
東北電力エリア	アンペアブレーカー契約	9,620円	9,597円	-23円 (-0.24%)
北陸電力エリア	アンペアブレーカー契約	9,400円	9,400円	±0円 (0.00%)
東京電力エリア	アンペアブレーカー契約	9,446円	9,444円	-2円 (-0.03%)
中部電力エリア	アンペアブレーカー契約	6,945円	6,983円	+39円 (0.56%)
関西電力エリア	最低料金制契約	6,046円	6,111円	+65円 (1.08%)
中国電力エリア	最低料金制契約	9,606円	9,634円	+27円 (0.29%)
四国電力エリア	最低料金制契約	9,088円	9,085円	-3円 (-0.03%)
九州電力エリア	アンペアブレーカー契約	6,366円	6,389円	+23円 (0.37%)
沖縄電力エリア	最低料金制契約	11,355円	11,389円	+35円 (0.31%)

※本試算は契約電流 30A、使用量 260kWh にて計算した、1 か月の電力料金となります。

※本試算には燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金の値引き（-7 円/kWh）等は含まれておりません。

※上記の金額は参考値のため、燃料費調整額や再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気のご使用量等により変動する可能性があります。

## 別表

### 1. 改定後の電気料金単価（円/税込）

#### 北海道電力エリアの場合の電気料金

##### (1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

###### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	374 円 00 銭	402 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	561 円 00 銭	603 円 90 銭
契約電流 20 アンペア	748 円 00 銭	805 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,122 円 00 銭	1,207 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,496 円 00 銭	1,610 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,870 円 00 銭	2,013 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,244 円 00 銭	2,415 円 60 銭

###### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 44 銭	35 円 35 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	41 円 73 銭	41 円 64 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 45 銭	45 円 36 銭

###### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1 (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	403 円 70 銭	417 円 19 銭

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭	402 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 44 銭	35 円 35 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	41 円 73 銭	41 円 64 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 45 銭	45 円 36 銭

**東北電力エリアの場合の電気料金**

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭	369 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭	554 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭	2,217 円 60 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭	29 円 62 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭	36 円 37 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 41 銭	40 円 32 銭

八 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	359 円 58 銭	358 円 95 銭

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭	369 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭	29 円 62 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭	36 円 37 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 41 銭	40 円 32 銭

## 北陸電力エリアの場合の電気料金

### (1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	302 円 50 銭	302 円 50 銭
契約電流 15 アンペア	453 円 75 銭	453 円 75 銭
契約電流 20 アンペア	605 円 00 銭	605 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	907 円 50 銭	907 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1,210 円 00 銭	1,210 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,512 円 50 銭	1,512 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,815 円 00 銭	1,815 円 00 銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 83 銭	30 円 83 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	34 円 72 銭	34 円 72 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 43 銭	36 円 43 銭

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	302 円 50 銭	302 円 50 銭

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	302 円 50 銭	302 円 50 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 83 銭	30 円 83 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	34 円 72 銭	34 円 72 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 43 銭	36 円 43 銭

**東京電力エリアの場合の電気料金**

(1)アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	295 円 24 銭	311 円 75 銭
契約電流 15 アンペア	442 円 86 銭	467 円 63 銭
契約電流 20 アンペア	590 円 48 銭	623 円 50 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 72 銭	935 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,180 円 96 銭	1,247 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,476 円 20 銭	1,558 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 44 銭	1,870 円 50 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	30円00銭	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1キロワット時につき	36円60銭	36円40銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	40円69銭	40円49銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1契約につき	321円42銭	328円08銭

(2)主開閉器契約等の場合〔従量電灯C相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量1キロボルトアンペアにつき	295円24銭	311円75銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	30円00銭	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	36円60銭	36円40銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	40円69銭	40円49銭



## 中部電力エリアの場合の電気料金

(1)アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	297 円 00 銭	321 円 14 銭
契約電流 15 アンペア	445 円 50 銭	481 円 71 銭
契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭	642 円 28 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭	963 円 42 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭	1,284 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭	1,605 円 70 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭	1,926 円 84 銭

### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭	21 円 20 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭	25 円 67 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 75 銭	28 円 62 銭

### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	266 円 06 銭	277 円 09 銭

(2)主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭	321 円 14 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭	21 円 20 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭	25 円 67 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 75 銭	28 円 62 銭

**関西電力エリアの場合の電気料金**

最低料金契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		改定前	改定後
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	433 円 41 銭	522 円 58 銭
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭	20 円 21 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭	25 円 61 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭	28 円 59 銭

## 中国電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		改定前	改定後
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	712 円 67 銭	759 円 68 銭
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 83 銭	32 円 75 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39 円 51 銭	39 円 43 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41 円 63 銭	41 円 55 銭

## 四国電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		改定前	改定後
最低 料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	667 円 00 銭	666 円 89 銭
電力量 料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 66 銭	30 円 65 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 28 銭	37 円 27 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40 円 79 銭	40 円 78 銭

## 九州電力エリアの場合の電気料金

### (1)アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	316 円 24 銭	316 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	474 円 36 銭	474 円 36 銭
契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭	1,897 円 44 銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭	18 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭	23 円 97 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 88 銭	26 円 97 銭

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	334 円 26 銭	335 円 34 銭

(2)主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭	316 円 24 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭	18 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭	23 円 97 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 88 銭	26 円 97 銭

**沖縄電力エリアの場合の電気料金**

最低料金制契約の場合〔従量電灯相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		改定前	改定後
最低 料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	640 円 75 銭	643 円 05 銭
電力量 料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 07 銭	40 円 20 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	45 円 61 銭	45 円 74 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	47 円 59 銭	47 円 72 銭